

土佐清水市インターネット利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本市におけるインターネットの適正な利用を行うために必要な事項を定めるものとする。

(インターネットの利用目的)

第2条 職員は、土佐清水市における情報化を推進し、市民サービスの向上及び業務の効率化を達成することを目的としてインターネットを有効に活用することができる。具体的には以下に掲げるような事項とする。

- (1) 行政に関連する情報の検索及び収集を行う。
- (2) ホームページ等により市の情報を発信する。
- (3) 電子メール等を利用して、情報の提供及び収集を行う。
- (4) 他の行政機関との交流を行う。
- (5) 地域との連携を推進するために、質問や意見等を受け付ける。
- (6) 地域の活動にかかわる研修・研究に利用する。

(総括管理責任者)

第3条 総括管理責任者は、「土佐清水市パーソナルコンピュータ等使用及び管理規程（以下「パソコン等使用規程」という。）第3条第1項に定めるとおりとする。

2 総括管理責任者は、本規程の趣旨に基づき、パソコン等使用規程に定める事項の他、以下に掲げるような事項を行う。

- (1) インターネット利用が利用目的に適合しているか、課管理責任者と連携しながら管理・監督する。
- (2) インターネット利用が利用目的に適合しているかについて、情報の送受信状況を把握する。
- (3) 本市から発信する情報及び受信する情報に対して、人権尊重上の配慮、個人情報保護、有害情報の送受信の防止、及び著作権の保護等について管理・監督する。
- (4) 前号について、研修等を利用して適切に指導する。
- (5) 本市が作成したホームページの公開について承認する。
- (6) 有害情報の登録・解除について依頼する。
- (7) インターネット活用のための研修・研究を推進する。

(課管理責任者の設置)

第4条 課管理責任者は、パソコン等使用規程第3条第2項のとおりとする。

2 課管理責任者は、総括管理責任者の指示により、以下に掲げるような事項を行う。

- (1) 職員のインターネット利用が利用目的に適合しているかについて管理・監督する。
- (2) ホームページ等に継続的な情報を掲載する。

(利用の制限)

第5条 職員は、本規程を遵守するとともに、総括管理責任者及び課管理責任者の指導に従い、インターネットを利用する。

- 2 総括管理責任者は、職員が、本規程、総括管理責任者及び課管理責任者の指導等に従わない場合、インターネットを利用させないことができる。

(ホームページの作成及び公開)

第6条 ホームページの作成及び公開は、以下の各号に掲げる事項に基づき行うものとする。

- (1) ホームページには、本市の公的名称を利用し、管理部署名を明示する。
- (2) 総括管理責任者は、本規程等に基づいた適正な発信内容であることを事前に確認する。
- (3) ホームページに掲載した内容について、関係者等から内容の訂正又は削除の要請、著作権侵害の指摘等を受けた場合は、総括管理責任者の指示により速やかに対応する。
- (4) ホームページには、意見や感想、交流を求めるために、代表の電子メールアドレスを掲載する。

(ホームページへのリンク等)

第7条 ホームページへのリンクについては、原則自由とするが、事前に文書またはメールで総括管理責任者の許可を得るものとする。

- 2 土佐清水市ホームページからのリンクについては、以下の対象及び基準に適合するもので、総括管理責任者が許可したのものとする。

- (1) リンクの対象とする機関・団体は以下のとおりとする。
 - ア 官公庁・教育機関
 - イ 土佐清水市内の医療機関
 - ウ 報道機関
 - エ 土佐清水市内の企業等
 - オ 公的団体
 - カ 公益性のある非営利民間団体
- (2) リンクの対象とする機関・団体のホームページの内容は、以下の基準に適合するものでなければならない。
 - ア 内容が公序良俗に反しないこと。
 - イ 表示方法、販売方法等が法令にふれないこと。
 - ウ 他者を誹謗、中傷する内容でないこと。
 - エ 著作権、その他権利を侵害しないこと。
 - オ 宗教活動に関しないこと。
 - カ 政治活動に関しないこと。
 - キ 誇大または虚偽のおそれがなく、掲載者が内容について責任の負えるもの。
 - ク 利用者に対し、誤解・迷惑をかけないこと。
 - ケ 販売、会員勧誘等を行うサイトについては、連絡先（会社名又は個人名、住所、電話番号）の明記、支払方法、送料の明記、交換条件及び利用者に必要な情報が明記されていること。

(個人情報保護)

第8条 インターネットを利用して個人情報を送受信する場合は、土佐清水市電算組織の運営に関する規則第6章個人情報の取扱いの規定を遵守する。

- 2 個人情報の送受信は、総括管理責任者が必要と認めた場合に限り行うことができる。その範囲は必要最小限のものとし、個人が不利益を被ることがないように、必要な対策を講じなければならない。
- 3 受信した個人情報を編集・加工、再発信してはならない。

(利用に関する留意事項と禁止事項)

第9条 インターネットの利用に関しては、発信する内容について、言語、表現方法、内容等、人権に関わる表現に考慮しなければならない。また次の各号に定める事項をしてはならない。

- (1) 業務に関連しないホームページの閲覧。
- (2) 非合法的な情報や公序良俗に反する情報等を送受信すること。
- (3) ネットワークに接続したパソコン等の機器、公共のネットワーク、あるいはインターネット等に支障を与える行為、または支障を与える恐れがある行為。
- (4) インターネットをとおして商用その他営利活動をする事。
- (5) 個人・団体を誹謗中傷する内容の情報を送受信すること。
- (6) 有害なコンピュータプログラム等を送受信すること。
- (7) 法令に違反する行為、または違反する恐れがある行為。
- (8) ネットワーク等のセキュリティを侵害する行為。
- (9) その他、総括管理責任者が定める行為。

附則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。